

ALLたまた社労士事務所便り

「主婦年金問題」で救済案が明らかに

◆3年間の時限措置

新聞報道によると、年金資格の変更を届け出ずに保険料が未納になっていた主婦についての救済案がまとまったようです。

保険料の未納分について過去10年分の追加納付を認めて将来もらう年金を増やせるようにし、また、年金が過払いになっている受給者には過去5年分の返還を求めるとし、公平性に配慮した内容となっています。

なお、この案は3年間の時限措置として実施されるようです。

◆「主婦年金問題」とは？

会社員などを夫に持つ専業主婦は、国民年金保険料を納める必要がありません。しかし、夫が退職したり、主婦が働いたりした場合、保険料の納付義務が生じるにもかかわらず、その手続きを行っていなかった主婦が約97万人いるとされています。これが「主婦年金問題」です。

厚生労働省では昨年12月に未納期間を納付済みにするとの特例（いわゆる「運用3号通知」）を出しましたが、批判が噴出し、厚生労働大臣がこの特例を撤回しました。

◆救済策の基本方針は？

救済策の基本方針は、「保険料の追納を認める」、「未納期間をカラ期間（年金受給資格が得られる加入期間）として算入する」です。

未納分については過去10年分に限って保険料を追加納付することが認められますが、現役世代では直近10年間、すでに年金を受給している高齢者については50～60歳の10年間で生じた未納期間分を追納の対象としています。



◆今後必要な対策とは？

年金の被保険者資格の変更は本人の届出によるため、どうしても漏れがちになります。不整合期間の再発防止のため、救済案では第3号被保険者の種別変更を進めるための対策を講じる必要があるとの指摘もされており、今後の動きが注目されます。

新入社員の緊張・疲れの状況と 会社が期待すること

◆約1割の新入社員は「仕事を辞めたい」

長期化する不況の影響を受けた就職氷河期中、今年の大学卒業予定者の内定率は過去最低水準となっています。

そんな中、マーケティングリサーチなどを行う株式会社メディアインタラクティブでは、今年4月に入社した人を対象に「若手社会人の5月病に関する意識調査」（20代の272人が回答）を行い、その結果を発表しています。

◆新入社員の心境・体調の変化は？

この調査は今年5月11日～18日に行われましたが、「入社して1カ月ほど経って心境・体調に変化はありますか？」との質問に対しては、「疲

れがたまってきた」(47.1%)、「まだ緊張している」(40.1%)、「社会人としての自覚ができてきた」(31.6%)との回答が上位を占めました。

そして約1割(9.9%)の人は「正直、仕事を辞めたいと思う」と回答しています。

◆5月病を感じる新入社員は3割近く

次に、「5月病と覚えることはありますか？」との質問に対しては、49.7%の人が「覚えない・どちらかといえば覚えない」と回答し、28.7%の人が「覚える・どちらかといえば覚える」と回答しており、約3割の人が何かしらの疲れや不調を覚えているようです。

◆会社が新入社員に期待することは？

会社側は今年の新入社員をどのように覚えているのでしょうか。

ライフネット生命保険株式会社では、「今年の新人に関する調査」(20歳～49歳の有職者1,002名が回答)を行いました。が、「今年の新人に期待すること」との問いに対して、次のような回答結果となりました。

- (1)「素直」(38.2%)
- (2)「明るさ」(37.6%)
- (3)「協調性」(32.5%)
- (4)「努力」(29.7%)
- (5)「謙虚」(29.5%)

会社側では、素直で明るく、職場に溶け込む柔軟性・協調性のある社員を求めているようですが、皆様の会社ではいかがでしょうか？

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

11日

- 労働保険の概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書の提出期限 [都道府県労働局または労働基準監督署] <6月1日～7月11日>

- 健保・厚年被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限<7月1日～11日>

[年金事務所または健保組合]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出 [税務署]

- 身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

31日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分> [郵便局または銀行]

- 固定資産税<都市計画税>の納付<第2期分> [郵便局または銀行]

- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、4月～6月分> [労働基準監督署]

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

7月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

- 特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分> [郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]